○今治市福祉センター条例施行規則

平成17年１月16日

規則第69号

（趣旨）

第１条　この規則は、今治市福祉センター条例（平成17年今治市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

第２条　削除

（休館日）

第３条　今治市福祉センター（以下「福祉センターという。」）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

名称	休館日
今治市総合福祉センター	12月29日から翌年1月3日までの日
今治市玉川福祉センター	(1)　土曜日及び日曜日 (2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日 (3)　12月29日から翌年1月3日までの日

（開館時間）

第４条　福祉センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1)　今治市総合福祉センター　午前８時30分から午後５時30分まで（現に使用する者がいる場合は、21時30分まで）

(2)　玉川福祉センター　午前８時30分から午後５時15分まで

第５条から第７条まで　削除

（使用許可の申請）

第８条　条例第11条第１項の規定により、福祉センターの使用の許可を受けようとする者は、福祉センター使用許可申請書（別記様式第４号）を市長に提出して、福祉センター使用許可書（別記様式第５号）の交付を受けなければならない。

２　前項の許可に当たっては、社会福祉団体を優先して行うものとする。

（申請の時期）

第９条　前条の申請は、次の表の使用区分に応じ、申請受付開始日の欄に掲げる目的ごとに定める日から受け付ける。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

使用区分	申請受付開始日	
	福祉目的	福祉目的以外
多目的ホール1及び多目的ホール2の同時使用	使用開始日の1年前の日の属する月の初日	使用開始日の6月前の日の属する月の初日
その他の使用	使用開始日の6月前の日の属する月の初日	使用開始日の2月前の日の属する月の初日

（使用変更許可等の申請）

第10条　福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第11条第１項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、福祉センター使用許可変更申請書（別記様式第６号（その１））を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、福祉センター使用変更許可書（別記様式第６号（その２））を交付する。

３　使用者は、福祉センターの使用を取りやめようとするときは、福祉センター使用中止届兼還付申請書（別記様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（許可書の提示等）

第11条　使用者は、福祉センターを使用するときは、職員に許可書を提示し、その指示を受けなければならない。

２　使用者は、その使用を終えたときは、直ちに備品等を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

（使用料の減免基準）

第12条　条例第16条に規定する使用料の減額又は免除は、次の基準によるものとする。

(1)　国又は地方公共団体が社会福祉事業を行うために使用するとき　減免率100分の100

(2)　市内の社会福祉団体が主催し、又は共催する社会福祉事業を行うために使用するとき　減免率100分の100

(3)　市内の公共的団体が社会福祉事業を行うために使用するとき　減免率100分の100

(4)　今治市が使用するとき　減免率100分の100

(5)　前各号に掲げる場合のほか、市長が特に適当と認めるとき　減免率100分の50

（使用料の減免の申請）

第13条　前条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、福祉センター使用料減免申請書（別記様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付率）

第14条　条例第17条ただし書に規定する使用料の還付は、次の基準によるものとする。

(1)　市の必要により使用許可を取り消したとき　還付率100分の100

(2)　使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき　還付率100分の100

(3)　使用開始の日前の２月までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき　還付率100分の80

(4)　使用開始の日前の10日までに、使用の中止又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき　還付率100分の50

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年１月16日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市総合福祉センター条例施行規則（平成15年今治市規則第40号）、宮窪町保健福祉総合センター設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年宮窪町規則第３号）、伯方町社会福祉センターの管理に関する規則（昭和50年伯方町規則第２号）又は大三島町地域福祉センターの管理及び運営に関する規則（平成５年大三島町規則第１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（読替規定）

３　条例第21条の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせた場合において、第３条、第４条及び第８条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用する。

（様式の特例）

４　条例第21条の規定により福祉センターの管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式第４号から別記様式第７号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

附　則（平成17年３月30日規則第267号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月31日規則第268号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月29日規則第65号）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年10月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、平成19年４月

１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の附則第３項及び第４項の規定は、この規則の施行の日以後に指定される指定管理者について適用し、同日において現に指定されている指定管理者については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月19日規則第18号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年12月21日規則第101号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別記様式第4号(第8条関係)

(受付第　　号)

_____福祉センター使用許可申請書

年　　月　　日

(宛先)今治市長

申請者　住所
団体名
氏名(代表者名)
電話(　)　—
(担当者名)

次のとおり、使用したいので申請します。

使用日時	年　月　日(　)	時　分 ～	時　分
使用室名		開催時間	時　分 ～　時　分
使用目的			
使用人数	人		

使　用　料	円	領収印	印

使　用　室　名	使　用　料	冷暖房使用料			計

備考

注　二重線以下は、記入しないでください。

別記様式第5号(第8条関係)

(受付第　　号)

年　月　日

＿＿＿＿福祉センター使用許可書

様

今治市長　　印

使用許可申請について、次のとおり許可します。

使用日時	年　月　日(　)	時　分 ～	時　分
使用室名		開催時間	時　分 ～　時　分
使用目的			
使用人数	人		

使　用　料	円			領収印	印
使　用　室　名	使　用　料	冷暖房使用料			計

備考

許可条件

今治市福祉センター条例及び今治市福祉センター条例施行規則の規定を守ってください。

別記様式第6号(その1)(第10条関係)

(受付第　　号)

＿＿＿＿＿福祉センター使用許可変更申請書

年　　月　　日

(宛先)今治市長

住所
申請者　団体名
氏名(代表者名)
電話(　　)　—

次のとおり、使用許可事項を変更したいので申請します。　　(担当者名)

使用日時	年　月　日(　)	時　分 ～	時　分
使用室名		開催時間	時　分 ～　時　分

事　項		変　更　前	変　更　後
変更項目			
	使　用　料	円	円
使用許可変更理由			
使用料の増減額	円	領収印	
備考			

別記様式第6号(その2)(第10条関係)

(受付第　　号)

年　月　日

＿＿＿＿福祉センター使用変更許可書

様

今治市長　　印

使用変更許可申請について、次のとおり許可します。

使用日時	年　月　日(　)	時　分 ～	時　分
使用室名		開催時間	時　分 ～　時　分

事　項		変　更　前	変　更　後
変更項目			
	使　用　料	円	円
使用許可変更理由			
使用料の増減額	円	領収印	
備考			

別記様式第７号（第 10 条関係）

（受付第　　号）

＿＿＿＿＿福祉センター使用中止届兼還付申請書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

住所
申請者　団体名
氏名（代表者名）
電話（　）　—
（担当者名）

次のとおり、使用を中止したいのでお届けします。
使用料の還付を申請します。

使用日時	年　月　日（　）	時　分 ～	時　分
使用室名		開催時間	時　分 ～　時　分
既納の使用料	円	還付申請額	円
使用中止理由			
備考			

注　使用中止前の福祉センター使用許可書を添付してください。

別記様式第8号(第13条関係)

(受付第　　号)

_____福祉センター使用料減免申請書

年　　月　　日

(宛先)今治市長

住所
申請者　団体名
氏名(代表者名)
電話(　)　—
(担当者名)

次のとおり、使用したいので申請します。
今治市福祉センター条例第16条の規定により、次のとおり減額・免除を申請します。

使用日時	年　月　日(　)	時　分～　時　分
使用室名		
使用目的		
共催者		
減額・免除を必要とする理由		
※ 減額・免除率	(1)　国又は地方公共団体が社会福祉事業を行うために使用するとき 減免率　100分の100 (2)　市内の社会福祉団体が主催し、又は共催する社会福祉事業を行うために使用するとき 減免率　100分の100 (3)　市内の公共的団体が社会福祉事業を行うために使用するとき 減免率　100分の100 (4)　今治市が使用するとき 減免率　100分の100 (5)　市長が特に適当と認めたとき 減免率　100分の50	

備考

1　プログラム、実施要綱等があれば添付してください。

2　※の欄は、記入しないでください。

別記様式第１号から別記様式第３号まで　削除

別記様式第４号（第８条関係）

別記様式第５号（第８条関係）

別記様式第６号(その１）（第10条関係）

別記様式第６号(その２）（第10条関係）

別記様式第７号（第10条関係）

別記様式第８号（第13条関係）